高坂丘陵地区の地区計画

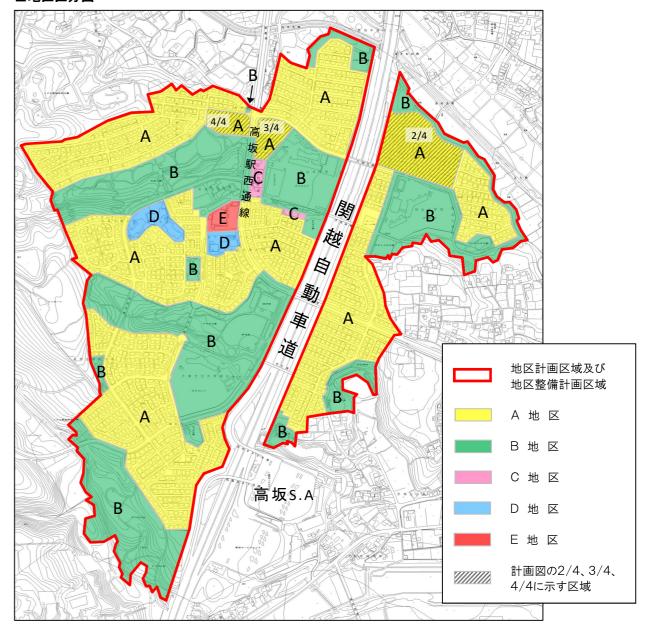
◆地区整備計画

当初決定:昭和59年1月18日 東松山市告示第 2号 最終変更:平成23年2月17日 東松山市告示第81号



| | | | | 秋心久又・17 | 以 23 年 2 月 I / 日 身 | |
|------------|----------------------|---|---|--|---|--|
| | 地区の区分 (用途地域) | A地区 (第一種住居地域 第一種·第二種中高層 住居専用地域) | B地区 (第一種住居地域 第一種·第二種中高層 住居専用地域) | C地区 (第一種·第二種中高層 住居専用地域) | D地区 (第一種中高層住居専 用地域) | E地区 (第二種中高層住居専 用地域) |
| | 区分の面積 | 約55. 1ha | 約39. 5ha | 約0. 5ha | 約1. 5ha | 約0. 6ha |
| 建築物等に関する事項 | | 次の各号に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 | | | | |
| | 建築物等の用途の制限 | ①戸建専用住宅 ②市又は自治会が設置 する建築物 ③前各号の建築物に附 属する物置又は車庫 | ①公共公益の用に供する建築物 ②前号の建築物に附属するもの | ①戸建専用住宅 ②住宅で診療所又は店舗並びに飲食店の用途を兼ねるもの ③住宅で公益の用に供する施設を兼ねるもの ④集会所 ⑤前各号の建築物に附属する物置又は車庫 | ①共同住宅 ②集会所 ③前各号の建築物に附 属するもの | ①店舗又は飲食店 ②診療所 ③前各号の建築物に附 属するもの |
| | 建築物の容積率 の最高限度 | 10/10 | | | 20/10 | 20/10 |
| | 建築物の建蔽率 の最高限度 | 5/10 | | | 6/10 | 6/10 |
| | 建築物の敷地面 積の最低限度 | 165 m² | | | 1000 m² | 165 m² |
| | | 建築物の壁若しくはこれに代わる柱(自動車車庫の柱を除く。)又は高さ2mを超える門は、次の各号に掲げる壁面線を越えて建築してはならない。 | | | | |
| | 壁面の位置の制限 | m後退した線 ②計画図(地区整備計画図 ついては、当該計画図(: に備え付けてあります。) | る部分については、道路境界 | に示す道路に面する部分に 詳細の図面は都市計画課 | ①都市計画道路3・4・1 9高坂駅西通線に面 する部分については、 道路境界から4m後退 した線 ②①以外の道路に面す る部分については、道 路境界から3m後退した線 ③隣地境界から3m後退 した線 | ①都市計画道路3・4・1 9高坂駅西通線に面 する部分については、 道路境界から2m後退 した線 ②①以外の道路に面す る部分については、道 路境界から1.5m後 退した線 ③隣地境界から1.5m 後退した線 |
| | 建築物等の高さの最高限度 | 地盤面から9m | | 地盤面から9m | _ | _ |
| | | 「地盤面」とは住宅・都市整備公団(現 独立行政法人都市再生機構)が分譲した時点での地盤面のことである。ただし、住宅・都市整備公団が分譲した時点で新たに開発行為等が生じた場合は、その許可によるものとする。 | | | | |
| | | 広告板その他これらに類するもの(埼玉県屋外広告物条例第7条第1項の各号に定めるものを除く。)は、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。 | | | | |
| | 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 | ①自己の用に供するもの(埼玉県屋外広告物条例第7条第2項第1号に定めるものをいう。)であること。②建築物に掲出するものであること。③一辺の寸法が1.2m以下で、かつ、表示面積(同一敷地内に2以上の広告板がある場合はその表示面積の合計)が1㎡以下であること。 | | ①自己の用に供するもの (埼玉県屋外広告物 条例第7条第2項第1 号に定めること。 ②表示の種(同一広告表示があるとと。 ②表示の表情(同一広告表示がある場合はその表示の告訴)が10がしたであり、ただしいでありません。 アでは日地区の制限を適用する。) | ①自己の用に供するもの (埼玉県屋外広告物 条例第7条第2項第1 号に定めること。 ②建築物に掲出するもの であること。 ③一辺ので、一数地が1.2m 以下で、一数地があった、 かか数地があった。 上の広その表に2場 合は計が1㎡以下であること。 | ①自己の用に供するもの (埼玉県屋外広告物 条例第7条第2項第1 号に定あること。 ②建なから独立して出 す広辺のから独立して出 す広辺のかつ地内あること。 であること。 ②建なが10m面以 下で一豊板をについては、 一辺で、かし内あ面積 についたのである はそののがいますである はそののがいますである こと。 |
| | 垣又はさくの構造 の制限 | 道路に面する側の垣又はさくは、次の各号の一に適合しなければならない。 ①生垣で道路側に植栽帯を設け、植栽を施したもの。 ②高さ1.2m以下の鉄さく、金網等の透視可能なさくで道路側に植栽帯を設け、植栽を施したもの。ただし、基礎を構築する場合、基礎の高さは地盤面から40cm以下とする。 ③高さ1.2m以下の石造の塀で道路側に幅1m以上の植栽帯を設け、植栽を施したもの。 ④高さ1.2m以下の補強コンクリートブロック造又は鉄筋コンクリート造の塀で表面仕上げをし、天端をかわら屋根でふき、かつ、道路側に幅1r以上の植栽帯を設け、植栽を施したもの。 隣地境界に面する側の垣又はさくは、生垣又は鉄さく、金網等のさくとする。 | | | | |

■地区区分図

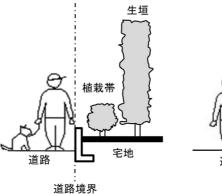


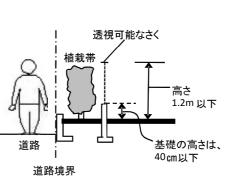
垣又はさくの構造の制限

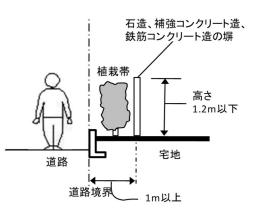
①:生垣は、道路側に植栽帯を設 けます。

②: 透視可能なさくは、高さ 1.2m 以 下とし、道路側に植栽帯を設けま す。基礎の高さは40㎝以下とし ます。

③、④: 石造、補強コンクリートブロック造、 鉄筋コンクリート造の塀等は、高さ を 1.2m以下とし、道路側に 1 m以 上の植栽帯を設けます。







■届出について

口右表に示す行為を行う ときに届出をしてくだ さい。(物区整備計画の内) でにかかわらず)

口届出が必要かどうか判断が難しいときには、 住宅建築課までお問い 合わせください。

| 行 為 | 内 容 説 明 |
|------------|------------------------|
| 建築物の建築 | ・「建築物」には、家屋、車庫、物置、建築物に |
| | 附属する門又は塀などが含まれます。 |
| | ・「建築」とは、新築、増築、改築、移転のこと |
| | をいいます。建築確認が不要な 10 ㎡以内の |
| | 建築も届出が必要です。 |
| 工作物の建設 | ・「工作物」とは、垣、さく、塀、門、広告物、 |
| | 看板などをいいます。 |
| 土地の区画形質の変更 | ・切土、盛土及び区画等の変更です。 |

■届出の方法

口届出書類

1 土地の区画形質の変更の場合

○届出書 ○委任状(本人申請時は不要)

○位置図 ○設計図

2 建物等の工事の場合

〇届出書 〇委任状(本人申請時は不要)

〇配置図 〇立面図 〇平面図 〇案内図

〇断面図(垣さくがある場合)

口届 出 先

東松山市役所 都市計画部 住宅建築課

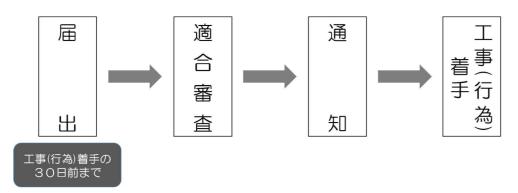
口期 日

工事(行為)着手の30日前まで

※届出書類は2部提出してください。

※届出の行為(設計又は施行方法)を変更した場合は、「変更届出書」(図面を含む)を提出してください。

■届出の流れ



届出の詳細については**住宅建築課へ、**その他このパンフレットの内容および地区計画制度等については**都市計画課**へお問い合わせください。

問合せ先

東松山市役所 都市計画部 住宅建築課 都市計画課

TEL 0493-23-2221

高级丘陵地区地区計画

東 松山市では、住みよいまちづくりを進めていくため、「地区計画」という制度を取り入れております。

地区計画に盛り込むことができる様々なきまりから、そのまちの良好な環境を維持するために必要なものを選択し、ルールをつくったうえで、みなさん一人一人に守っていただき、より良いまちをつくり上げていきたいと考えております。



地区計画って何?



都市計画法という法律にもとづいて、住民のみなさんの手で美しい街並みをつくり、それをいつまでも守り続けていくための制度です。

どんなときに守る制度なの?

家を建てたり、増改築したり、土地を分けたり、 塀をつくったりする時に守っていただく制度です。

東松山市